

愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理候補者の選定結果について

愛荘町では、愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理候補者の選定に当たって、愛荘町指定管理者選定審査委員会を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理候補者を選定しましたのでお知らせします。

1 指定管理候補者

- (1) 法人等名称 一般社団法人愛荘町文化協会
- (2) 所在地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子822
- (3) 代表者 会長 寺本 了恵

2 指定期間（予定）

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間	令和6年8月26日 ～ 令和6年9月26日
質問の受付期間	令和6年8月26日 ～ 令和6年9月12日
説明会	令和6年9月9日
申請書類の受付期間	令和6年8月26日 ～ 令和6年9月26日

(2) 審査経過

令和6年8月19日 第3回選定審査委員会
（内 容）指定管理者募集要項および審査基準について検討

令和6年10月29日 第6回選定審査委員会
（内 容）申請書類の審査、確認事項の共有

令和6年10月30日 第7回選定審査委員会
（内 容）申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定

(3) 申請団体

- ・一般社団法人愛荘町文化協会

(4) 選定項目・審査結果

審査基準	審査項目
1 町民の平等な利用の確保ができるものであること	指定管理者としての適正
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組 (2) サービス向上に向けた取組 (3) 指定管理業務に係る経費 (4) 収支計画の取組
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	(1) 管理運営体制 (2) 目的を達成するための必要基準 (3) 地元雇用の促進 (4) 職員体制 (5) 情報セキュリティー
4 実績評価	現指定管理者の過去の評価に応じて加点・減点する

	配点	一般社団法人愛荘町文化協会
審査基準 1	20	12.8
審査基準 2	90	65.6
審査基準 3	90	56.2
小計	200	134.6
審査基準 4	▲8～8	2.0
合計		136.6

(5) 選定理由

候補者は、これまで当該施設の指定管理者として、限られた財源のなかで事業に熱心に取り組み、施設を美しく維持管理してこられた実績が評価できる。収支計画は根拠に基づいたものとなっており、具体性のある計画的な運営が期待できる。また、施設をより良くするための提案もあり、安心して施設の管理運営を任せることができる候補者として適していると評価した。